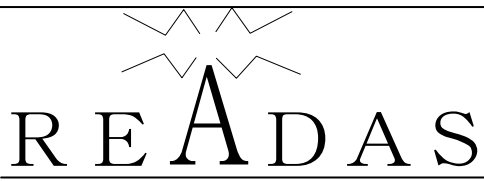


第 6029 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月28日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 相続税の申告に隠し子が見つかった場合

**Q**：父が亡くなり、相続税の申告を済ませましたが、その後、父に隠し子がいたことが判明しました。この場合、どのようにしたらいいのでしょうか？

**A**：認知された子への弁済額が確定した日から4ヶ月以内に、納税地の所轄税務署長に更正の請求を行えば、納めすぎた税額の還付を受けることができます。

### 【解説】

相続税では、申告書の提出により納付した税額が、計算誤りなどにより過大となった場合には、申告期限から1年以内に所轄税務署長に対して更正の請求を行うことにより、既に納付した過大税額を還付してもらうことができます。

また、ご質問のように、事後的に生じた事実により財産の帰属に異動が生じた場合には、その事由が生じたことを知った日の翌日から4ヶ月以内に、更正の請求をすることができます。この場合は、申告期限から1年以内でなくても認められます。

したがって、ご質問の場合は、認知された子への弁済額が確定した日から4ヶ月以内に、納税地の所轄税務署長に更正の請求を行えば、納めすぎたとなった税額の還付を受けることができることとなります。

